



熊本県公報

第12999号
令和3年(2021年)
2月9日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (“) 1
- 道路の供用開始…………… (“) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 単価契約PPC用紙の競争参加資格等について…………… (管理調達課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 3
- 公共測量の実施…………… (監理課) 4
- 単価契約PPC用紙(本庁)の一般競争入札の実施について…………… (管理調達課) 4
- 単価契約PPC用紙/間伐材パルプ配合紙(本庁)の一般競争入札の実施について…………… (“) 8

登 載 依 頼

- 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 12
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (“) 13

告 示

熊本県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	湯出大口線	水俣市湯出字大丸 1044番7地先から 同所 1044番8地先まで	58.2	単道改 (舗装)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)2月10日

熊本県告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡多良木町大字久米字梅藪 2番2地先から 同所	79.5	防交安 (舗装)

		1番5地先まで	
2	供用を開始する期日	令和3年(2021年)2月15日	

熊本県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	水俣市古里字堂前 1369番1地先から 同所 1349番2地先まで	140.0	単道改

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)2月12日

熊本県告示第120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 彩華 宇土市北段原町191-5 ペイルート7号	合同会社幸亜 宇城市不知火町浦上14 44番地2 庄村 亜矢子	居宅介護 重度訪問介護	令和3年(2021年)2月1日

熊本県告示第121号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) P P C用紙(本庁) A4 6, 600箱、A3 300箱
- (2) P P C用紙/間伐材パルプ配合紙(本庁) A4 9, 400箱、A3 600箱

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和3年(2021年)3月5日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和5年(2023年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和4年(2022年)10月1日から令和4年(2022年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

公 告

熊本県公告第77号

苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	林田 幸一	天草郡苓北町志岐2757番地
理事	高戸 幸雄	天草郡苓北町志岐1704番地
監事	山口 弥吉	天草郡苓北町志岐1424番地
理事	高橋 和治	天草郡苓北町志岐920番地
理事	齋藤 照	天草郡苓北町志岐45番地
理事	佃 真	天草郡苓北町志岐又109番地14
理事	岡村 久	天草郡苓北町上津深江644番地
理事	松本 健吾	天草郡苓北町上津深江768番地
監事	若松 俊光	天草郡苓北町白木尾167番地
理事	田崎 公人	天草郡苓北町白木尾240番地
理事	松田 昭博	天草郡苓北町内田326番地2
監事	濱石 和男	天草郡苓北町年柄52番地
監事	稲尾 広幸	天草郡苓北町富岡2536番地1
理事	三好 重信	天草郡苓北町富岡2829番地
理事	山田 正人	天草郡苓北町富岡3615番地2
理事	倉田 明	天草郡苓北町富岡3483番地
就任		
理事	林田 和幸	天草郡苓北町志岐2750番地
理事	高戸 幸雄	天草郡苓北町志岐1704番地
理事	山口 弥吉	天草郡苓北町志岐1424番地
監事	田崎 安之	天草郡苓北町志岐436番地
理事	今福 孝廣	天草郡苓北町志岐212番地
理事	佃 真	天草郡苓北町志岐又109番地14
理事	岡村 久	天草郡苓北町上津深江644番地
理事	松本 健吾	天草郡苓北町上津深江768番地
理事	若松 俊光	天草郡苓北町白木尾167番地
理事	平田 秀夫	天草郡苓北町内田350番地
理事	濱石 和男	天草郡苓北町年柄52番地
監事	稲尾 広幸	天草郡苓北町富岡2536番地1
理事	山田 正人	天草郡苓北町富岡3615番地2
理事	倉田 明	天草郡苓北町富岡3483番地

監事 野田 尚之 天草郡荅北町都呂々2120番地

熊本県公告第78号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量、出来形確認測量）	令和3年（2021年） 1月25日から 令和3年（2021年） 3月31日まで	荒尾市大島

熊本県公告第79号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
P P C用紙（本庁） A 4 / 6 , 6 0 0 箱、A 3 / 3 0 0 箱
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - (3) 契約の種類
単価契約
 - (4) 調達物品の仕様等
仕様書による。
 - (5) 履行期間
令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで
 - (6) 納入場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館、新館、議会棟及び警察棟の各課・室
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書（入札関係様式）を添付すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）をもって契約単価すること。
 - (9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る審査の上、入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格審査申請を受理するに際し、入札参加資格審査申請内容の変更が間に合わない場合がある。
- (2) 平成18年熊本市告示第521号(「物品」に登録されていない場合、入札参加資格審査申請内容の変更が間に合わない場合がある)の提出期間(令和3年(2021年)3月5日(金)午後5時まで)に提出し、審査を受けること。
- (3) 入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間(令和3年(2021年)3月16日(火)午後5時まで)に提出し、審査を受けること。
- (4) 熊本県告示第811号(「物品」に登録されていない場合、入札参加資格審査申請内容の変更が間に合わない場合がある)の提出期間(令和3年(2021年)3月5日(金)午後5時まで)に提出し、審査を受けること。
- (5) 入札関係様式に定める規格・品質に係る申出書(別紙様式1)を1(2)の入札契約担当部局に提出し、本調達物品の仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。なお、管理調達課の審査を受ける期間は公告の日から令和3年(2021年)3月16日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)
- イ 2(5)の規格・品質に係る申出書(別紙様式1)
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和3年(2021年)3月16日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
- 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
- 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)3月16日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)3月22日(月)まで行う。
- (3) 入札の方法

- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)3月19日(金)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和3年(2021年)3月22日(月)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出する。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)3月19日(金)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたなお、再入札の受付締切日までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかには該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ ウ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
エ オ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
カ キ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
以上を連合によると認められる入札
ク ケ コ サ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
錯字による入札である入札執行者が認めた入札
電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
有効な内訳書が添付されていない入札
その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ、
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)

第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (10) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
令和3年(2021年)3月31日(水)

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

- (4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を、足し合わせた合計金額の100分の1以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しななければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

- (ア) 納付期限 5(3)の申出期限
- (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証(当該保険に係る保険証券を提出したとき)を締結し、当該履行保証(当該保険に係る保険証券を提出したとき)を締結し、これを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- b 添付書類
イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper
A3 size Expected Quantity of 300 boxes (1,500 sheets/box)
A4 size Expected Quantity of 6,600 boxes (2,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
April 1st, 2021 ~ March 31st, 2022
- (4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 22th, 2021, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2021
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第80号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
令和3年(2021年)2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
P P C用紙/間伐材パルプ配合紙(本庁) A4/9, 400箱、A3/600箱
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
仕様書による。
- (5) 履行期間
令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで
- (6) 納入場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館、新館、議会棟及び警察棟の各課・室
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書(入札関係様式)を添付すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算

- 1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)3月16日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和3年(2021年)3月22日(月)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和3年(2021年)3月19日(金)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和3年(2021年)3月22日(月)午前10時30分
- (イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和3年(2021年)3月19日(金)(必着)までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の調達物品の名称及び入札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ 有効な内訳書が添付されていない入札
- ソ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (2) の入札・契約

担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。
 ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(7)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となすべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

令和3年(2021年)3月31日(水)

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(7)及びイのとおり、規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(7) 納付期限 5(3)の申出期限

イ 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(7)又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(7) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の終日は、契約期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(7)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

- 電話番号 096-333-2580
- ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
- 電話番号 096-333-2581
- ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
- 電話番号 096-373-2032
- ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)
A3 size Expected Quantity of 600 boxes (1,500 sheets/box)
A4 size Expected Quantity of 9,400 boxes (2,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
April 1st, 2021 ~ March 31st, 2022
- (4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 22th, 2021, 10:30 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2021
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月9日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年熊本県人事委員会規則第6号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「又は熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職員特殊勤務手当条例」という。）別表に規定する業務」を「、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職員特殊勤務手当条例」という。）別表に規定する業務又は東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号。以下「特殊勤務手当特例条例」という。）第3条から第7条に規定する業務」に、「又は警察職員特殊勤務手当条例」を「、警察職員特殊勤務手当条例又は特殊勤務手当特例条例」に改める。

第11条第5項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第1号会計年度任用職員に係る第3条第4号及び第6条に規定する計算して得た報酬の額並びに第23条第1項第1号に規定する通勤に係る費用弁償の額並びに第2号会計年度任用職員に係る第15条から第18条まで及び第20条に規定する手当の額（以下

「手当等の額」という。)については、手当等の額に相当する常勤職員に係る手当の額の規定の変更があった場合には、当該変更日の属する年度においては、なお従前の例による。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得た上で、任命権者が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則第11条の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第6条の規定は令和2年4月1日から、改正後の規則附則第2項の規定は令和2年12月1日から適用する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和3年2月9日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表の5職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第5号中「第5条第2項」の次に「、附則第2項」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。